

広島県・県内市町のオフィス支援制度

令和5年4月 | 県内投資促進課

▼ 広島県・各市町のランニングコストに対する制度 (問合せ先をクリックすると、各市町の関連ページに飛びます)

市町	条件	県・市町を合わせた助成率	県・市町を合わせた限度額	問合せ先
広島市	<p>都市型サービス産業</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業など 圏域内初立地又は大規模雇用(新規常用労働者50人以上) 常用労働者5人以上(中小企業は2人以上)かつ、圏域内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域全体で5人以上(中小企業は2人以上)増加 <p>本社機能の移転・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島県から地域再生法に基づく承認を受けること 常用労働者5人以上(中小企業は2人以上)かつ、圏域内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域全体で5人以上(中小企業は2人以上)増加 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料 2,000万円</p>	<p>経済観光局 産業振興部 産業立地推進課</p> <p> TEL 082-504-2241</p>
呉市	<p>①ソフトウェア業等誘致(情報通信業、コールセンター業など。賃貸による事業所の設置が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務所等を市内に新增設し、新規雇用従業者(呉市在住者)を3人以上雇用 <p>②本社機能の移転等</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京23区から本社機能を移転または、市内事業所において本社機能を拡充し、新規雇用従業者(呉市在住者)を中小企業は2人、大企業は5人以上雇用 <p>③サテライトオフィス誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> 市外に本店を置く企業によるサテライトオフィスの新設で、常時雇用する従業者(市外の本店等の業務に従事していた者等に限り)が1人以上常駐 	<p>①の場合 通信回線使用料 10/10 5年間 雇用助成金(1人あたり) 5年間 ・正社員 50万円 ・パート 20万円 設備投資 改修等に係る投下固定資産税評価額(土地を除く。)の1/2</p> <p>②の場合 雇用助成金(1人あたり) 1年間 ・正社員 50万円 ・パート 20万円 設備投資 ①と同様</p> <p>③の場合 通信回線使用料 10/10 3年間 雇用助成金(1人あたり) 3年間 ・正社員 50万円 設備投資 ①と同様</p>	<p>限度額 ①の場合 通信回線使用料 2,000万円/年 雇用助成金 限度額なし(市のみ) 設備投資 2,000万円(市のみ)</p> <p>②の場合 雇用助成金 限度額なし(市のみ) 設備投資 5,000万円(市のみ)</p> <p>③の場合 通信回線使用料 200万円/年 雇用助成金 限度額なし(市のみ) 設備投資 500万円(市のみ)</p>	<p>産業部 商工振興課</p> <p> TEL 0823-25-3310</p>
竹原市	<p>情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンターに付随する事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規雇用者3人以上 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 3年間</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 200万円</p>	<p>総務企画部 産業振興課</p> <p> TEL 0846-22-7745</p>

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
三原市	情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業 ・常駐責任者(新規雇用常用労働者又は市内に住民票を置く取締役)1人以上 ・5年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 オフィス改修費用・備品購入費用 1/2 初年度のみ 通信回線引込費用 1/2 初年度のみ 自動車リース料 1/2 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料 600万円 通信回線使用料 1,000万円 オフィス改修費用・備品購入費用 各 50万円(市のみ) 通信回線引込費用 5万円(市のみ) 自動車リース料 2万円/月(市のみ)	経済部 商工振興課 TEL 0848-67-6013
尾道市	情報サービス事業 ・市内在住従業員数3人以上(うち市内在住の新規雇用者2人以上) コールセンター業 ・市内在住従業員数10人以上(うち市内在住の新規雇用者7人以上) 本社機能の移転オフィス環境整備 【オフィス移転等促進奨励金】 ・本社機能を移転する場合、尾道市内に居住する従業員等が2人以上(うち1名以上が広島県外からの移住者) ・オフィス環境整備の場合、整備するシェアオフィス等を利用する事業者が1社以上	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 雇用奨励金 1人当たり 30万円 【オフィス移転等促進奨励金】(市のみ) ①本社機能移転で改修を行う場合 ・改修費用の1/2 ・オフィス賃借料等及び通信回線使用料の1/2 ②本社機能移転で改修を行わない場合 ・オフィス賃借料等及び通信回線使用料の1/2 ③オフィス環境整備の場合 ・改修費用の1/2	各年度限度額 オフィス賃借料 200万円 通信回線使用料 400万円 雇用奨励金 3,000万円(市のみ) ①の場合 250万円 ②③の場合 125万円	産業部 商工課 TEL 0848-38-9182
福山市	情報サービス事業所 ・新設：従業員5人以上、増設：新規雇用3人以上 コールセンター ・新設：従業員20人以上、増設：新規雇用10人以上 本社機能の移転 ・新設：従業員3人以上、増設：新規雇用2人以上 ・県外から3人以上異動	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 異動従業員1人当たり(家族を含む。) 150万円 (県100、市50)	各年度限度額 オフィス賃借料 1,200万円 通信回線使用料 2,000万円 本社機能の移転 1億5,000万円	経済部 企業誘致推進課 TEL 084-928-1124

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
府中市	<p>製造業の中で主として研究開発を行うもの、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、学術・開発研究機関、広告業、デザイン業、コールセンター業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者1人以上 ・5年以上の事業継続 ・常時勤務する者の配置 	<p>初年度のみ ①～③：合計の1/2 ①オフィス改修経費 ②通信回線導入経費 ③備品購入経費</p> <p>④～⑥： それぞれ 10/10 ④オフィスの賃借料 ⑤通信回線使用料 ⑥通信システムの保守経費</p>	<p>初年度のみ ①～③合計 100万円</p> <p>④～⑥合計 200万円</p>	<p>経済観光部 商工労働課</p> <p> TEL 0847-43-7190</p>
三次市	<p>情報サービス業、インターネット付随サービス業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員3人以上 <p>コールセンター業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員 10人以上 	<p>オフィス賃借料 10/10 5年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 5年間</p> <p>雇用奨励金 1人当たり 100万円</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 500万円</p> <p>雇用奨励金(市のみ) 限度額なし</p>	<p>産業振興部 商工観光課</p> <p> TEL 0824-62-6621</p>
庄原市	<p>情報通信業、専門・技術サービス業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が有する超高速情報通信網及び市内の建物等を活用し新たにサテライトオフィスを開設する者 ・新規雇用者1人以上 ・3年以上の業務継続 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 3年間</p> <p>自動車リース料 1/2 3年間</p>	<p>各月限度額 オフィス賃借料 8万円</p> <p>通信回線使用料 4万円</p> <p>自動車リース料 3.6万円(市のみ)</p>	<p>企画振興部 商工観光課</p> <p> TEL 0824-73-1178</p>
大竹市	—			
東広島市	<p>研究開発を主目的とする製造業、学術・開発研究機関、情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、情報通信技術事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者1人以上 ・5年以上の業務継続 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 3年間</p> <p>インシャルコスト(市のみ) 内装改修費用、情報通信システム導入費、研究開発に要する機器の購入費 3/10 初年度のみ</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 1000万円 (インシャルコストを含む)</p>	<p>産業部 産業振興課</p> <p> TEL 082-420-0921</p>
廿日市	<p>情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンターに付随する事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者1人以上 ・3年以上の業務継続 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 3年間</p> <p>インシャルコスト(市のみ) 内装改修費、設備機器購入費 1/2 初年度のみ</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 400万円</p>	<p>産業部 産業振興課</p> <p> TEL 0829-30-9140</p>

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
安芸高田市	情報サービス事業所等 ・市内に新たに企業活動の拠点を開設し、地域経済の発展に寄与する者 ・常用勤務者が1人以上在勤する企業又は市内において2名以上の新規雇用をする企業 ・あじさいネットを活用	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 仁サルコト(市のみ) 建物改修費、設備費、 交通費の総事業費 1/2 1回限り	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 100万円 仁サルコト(市のみ) 300万円	産業部 商工観光課 TEL 0826-47-4024
江田島市	製造業(研究開発を行う部署など)、情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・開発研究機関、情報通信事業、コールセンター業など ・新規雇用者1人以上または既存社員1人以上の江田島市への転入 ・3年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 100万円	企画部 政策推進課 TEL 0823-43-1631
府中町	①サテライトオフィスの開設 ②新規雇用常用労働者を3人以上有する事業所の開設(内1人以上は町内に居住するもの) ※①②いずれも、初めて町内に事業所を開設し、3年以上業務を継続するものが対象)	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各月限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 5万円	町民生活部 自治振興課 TEL 082-286-3128
海田町	—			
熊野町	—			
坂町	—			
安芸太田町	—			
北広島町	—			
大崎上島町	—			
世羅町	—			
神石高原町	—			

※上記以外の補助項目を設けている市町もあります。

(※1)

▼ 本社機能の移転・新設


【助成対象】建物・施設 【対象地域】県内全域

区分	対象者の条件	助成率	限度額
企業人材 転入助成	<ul style="list-style-type: none"> サービス業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、サンドボックスのプロジェクトに参加したことがある／参加予定企業、製造業、運輸業等（※2） 本社機能（本社、研修施設等で研究開発部門を除く）を広島県内に移転した場合（※1） 以下の要件について、いずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 本社等に勤務する3人以上の常用労働者を異動させ、移転先の事業所等の常用労働者数が3人以上増加する場合（住民票を県内に異動し1年以上継続）。 常用労働者4人以上の企業の経営者層（代表取締役など代表権を持つ者）が県外から移住を伴う移転の場合（1人以上でも助成対象） 常用労働者4人以上の企業が中山間地域へ進出する場合。（1人以上の異動（県外から移住）でも助成対象） 国内初立地（※4）の外国企業が事業所を広島県内に新設した場合。（1人以上の異動または新規雇用で助成対象） 一社一回限り 	<ul style="list-style-type: none"> 代表取締役などの経営者層の異動1,000万円<大企業>、最大500万円<中小企業>、規模により500万円もしくは200万円>（※3） （家族の移住は、1人当たり100万円） 県外から異動となる常用労働者1人当たり100万円（家族の移住を含む） 初期コストの1/2（中山間地域は2/3） 	合わせて 1億円
研究開発 機能拠点化 助成	<ul style="list-style-type: none"> 製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの（※2） 研究開発部門を広島県内に新設した場合、もしくは企業が出資し、研究開発型の子会社（社内ベンチャー企業等）を広島県内に新設した場合 常用雇用の研究開発者の異動（住民票を県内に異動し1年以上継続）、または新規雇用の研究開発者を合わせて3人以上とし、移転先の事業所等の従業員数が3人以上増加する場合。（国内初立地（※4）の外国企業の場合、1人以上でも助成対象） 一社一回限り 	<ul style="list-style-type: none"> 県外から異動となる研究開発者または新規雇用の研究開発者1人当たり100万円（※5） （県外から異動となる研究開発者の家族の移住を含む） 人材確保経費（人材紹介手数料、外国人研究者採用経費など）の1/2 初期コストの1/2（中山間地域は2/3） 	合わせて 1億円
	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発機能拠点化助成の対象で、企業にとって県内初の研究開発機能拠点となり、県内の大学（高等専門学校含む）、公設試、企業と、共同研究を行う場合、研究開発に係る費用（研究開発費、コンサル料、旅費等）を助成。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究関連費の1/2 	研究関連費 （3年間） 500万円/年

▼ オフィスの移転・新設

【助成対象】賃料・使用料等 【対象地域】県内全域

区分	対象者の条件	助成率	限度額
ひろしま オフィス プランニング 助成 （短期プロジェクト参加型）	<ul style="list-style-type: none"> 対象業種：情報サービス業、インターネット附随サービス業、デジタル系企業（メディア、スポーツ、医療、教育を含む）、ひろしまサンドボックスプロジェクトに参加（予定）企業、ひろしまサンドボックスの会員、Campsセミナー登壇企業 県内に拠点を設けていない企業で、広島県に移転を検討していること 県内のコワーキング、シェアオフィスに月5日以上入居すること 1人でも助成対象 最大3ヵ月（1年のうち、任意の3ヵ月間） ひろしまサンドボックスのプロジェクトで開発・実証等を行う広島県外企業には、県内でのコスト（宿泊、移動費、パソコン・プリンターのリースなど）も助成対象（1人当りの宿泊費助成の上限：13,100円/泊、最大3ヵ月） 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス賃借料・通信回線使用料の1/2 コストの1/2 	合わせて 500万円
地域活力創出型 オフィス誘致 促進助成	<ul style="list-style-type: none"> 情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業（特例措置あり） 市町が同種の助成をする場合 新規雇用常用労働者3人以上 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス賃借料×市町と同率・同期間 	市町と同額
		<ul style="list-style-type: none"> 通信回線使用料×市町と同率・同期間 	市町と同額

お問い合わせ	<h3>広島県商工労働局 県内投資促進課</h3> <p>TEL 082-223-5151 E-mail syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp</p>	<p>もっと知りたい！ （広島県企業誘致サイト）</p> 
--------	---	--